

模擬裁判・模擬評議を のぞいてみませんか

東京三弁護士会裁判員制度協議会

1 模擬裁判・模擬評議の企画を ご存知ですか？

東京三弁護士会の裁判員制度協議会が模擬裁判・模擬評議を年1回開催していることをご存知でしょうか。

2013年（平成25年）11月9日に第1回を開催して、以後次のように毎年1回（第2回以降は土曜・日曜連続）開催してきました。いずれも、刑事裁判事件で多数を占める情状が問題となる事件です。

- | | |
|-----|--|
| 第1回 | 2013年（平成25年）11月9日
タクシー強盗傷人被告事件 |
| 第2回 | 2014年（平成26年）7月12日・13日
傷害致死被告事件 |
| 第3回 | 2015年（平成27年）7月25日・26日
強制わいせつ致傷被告事件 |
| 第4回 | 2016年（平成28年）7月30日・31日
危険運転致死被告事件 |
| 第5回 | 2017年（平成29年）7月22日・23日
現住建造物放火被告事件 |
| 第6回 | 2018年（平成30年）8月4日・5日
タクシー強盗傷人被告事件
（事件としては第1回と類似の内容） |

登場する裁判官は、東京地方裁判所の現役裁判官、検察官も東京地方検察庁の現役の検察官、弁護人は裁判員裁判を多数経験した弁護士、そして、裁判員役は一般の方に担当していただいていますから、時間は短いものの、本番さながらになっているはずですよ。

ちなみに、2018年（平成30年）の第6回タクシー強盗傷人（刑法第240条前段）被告事件の模擬裁判・模擬評議は以下のような事案です。

昭和63年8月1日生まれの植木職人である被告人は、タクシー運転手から現金を強取しようと考え、平成29年4月12日午前0時30分頃、東京都練馬区大泉3丁目4番先路上の停車中のタクシー内において、渋川剛三（当時64歳＝タクシー運転手）に対し、手に持った植木鋏（刃体の長さ約7センチメートル）をその左顔面付近に突き付け、「金を出せ」などと言って脅迫したうえ、右顔面を手拳で一回殴打する暴行を加え、その反抗を抑圧して現金を強奪しようとしたが、同人に抵抗されたため、その目的を遂げず、その際前記暴行により、同人に加療約1か月を要する右下顎骨骨折の傷害を負わせたものである。

2 裁判官、検察官も傍聴に来ている

東京三弁護士会の裁判員制度協議会が模擬裁判・模擬評議を企画したのは、後述するように、東京三会の会員のための裁判員裁判弁護人研修の一環としてでした。

しかし、毎回、この模擬裁判・模擬評議には現役の東京地方裁判所刑事部裁判官や、東京地方検察庁の検察官も熱心に傍聴に来ており、上記の2018年（平成30年）の第6回のアンケートでの裁判官、検察官の感想は以下のようなものでした。

(1) 模擬裁判に対する感想

- 他の裁判体の訴訟指揮を見る機会は少ないので参考になった。
- 大変参考になりました。



- 論告で量刑グラフについて詳細に論じられていることなど参考になりました。

(2) 模擬評議に対する感想

- 色々思うところがあります。貴重な機会をありがとうございました。
- 他の裁判体の評議は見る事ができないので、とても参考になった。
- 普段見ることができない評議の様子をうかがうことができて有意義だった。
- 大変参考になりました。裁判官の説明の仕方は大変興味深く、このような企画は不可欠だと思いました。
- 裁判員の思考過程、それに対し裁判官の刑の考え方を説明する場面があり、評議の一端がわかり参考となりました。
- 裁判員が予想外の点でひっかかりを覚えたり、疑問に思ったりしていることがよくわかりました。

このように、現役の裁判官、検察官でも、自分が担当する事件では見えない部分を見て、今後の執務に生かしてゆこうという意欲を示しており、また、今後もこの企画は続けてほしい、その時にはまた参加したいと、アンケートに回答してくれた全員が表明しています。

3 何故企画されたのか

裁判員裁判が始まったのは、2009年（平成21年）5月21日で、今年で10年となります。

裁判員裁判がどのように実施されているのかは、当事者以外は法廷を傍聴しなければわかりません。まして、裁判官と裁判員との評議はどのように運用

されているのかは、公表されていませんから、担当した裁判官、裁判員以外は、そこでどんな議論がされているのか、裁判官がどのように裁判員の意見を取りまとめてゆくのかということは、一切知ることができません。

裁判員裁判を担当する弁護士としては、どのような評議が行われているかはとても気になるところではないでしょうか。裁判官がどのように裁判員の意見をまとめるのか、そこに誘導はないのか、弁護人として、法律の専門家でない裁判員にどのような点をアピールすれば有効なのか、情状はどのようなことをどのように示すのがよいのか、裁判員裁判を担当することとなった場合には、悩みは尽きません。

東京地方裁判所でも、実際の事件に関する裁判員裁判が終わった時には、裁判官、検察官、弁護人が反省会を開いていて、そこには1名の傍聴が認められています。しかし、そこで当事者ではない傍聴者が知ることができるのは、事件の概要と、なにがしかの問題点、裁判員の感想程度です。

また、裁判員経験者による意見交換会も開催されていますが、ある特定のテーマに絞って、そのテーマに沿った裁判員裁判事件に関与した裁判員から意見を伺うというものであり、ここに参加できるのも数名の傍聴人のみです。勿論、そこで語られるものは、必ずしも弁護人が知りたいことではないこともあります。

そもそも、刑事部の裁判官や、公判部の検察官が、日々刑事事件を取り扱い、裁判員裁判を担当しているのと異なり、弁護士は圧倒的に裁判員裁判を取り扱う機会も少ないということもあり、裁判員裁判実施当初から弁護人が言っていることがよくわからないといった裁判員からの感想や、弁護人の裁判員裁判に対する理解と習熟度の低さを裁判所から指摘され



東京三弁護士会 裁判員制度協議会 企画
模擬裁判・模擬評議を
のぞいてみませんか

てきてもしました。

もっと多くの弁護士に、裁判員裁判の手続だけでなく、評議がどのように運用されているのかを経験してもらって、実際に裁判員裁判を担当されたときに、少しでも役に立つようにと企画されたのが、模擬裁判・模擬評議です。

4 もっと積極的に 参加してみませんか

模擬裁判・模擬評議は東京三弁護士会の企画ですから、会員からの会費等で、この企画のための費用は賄われています。熱心に参加して下さる会員の方も勿論おりますが、それ以上に熱心に傍聴されているのが裁判官・検察官です。

勿論、記録としてDVDも製作していますから、会員は後でこれを借りて視聴することもできますが、視聴のために改めて時間をとることは、日常の仕事の中では結構大変なことです。現場でのように臨場感をもって見ることはできませんし、裁判員をつとめてくれた一般の方々からの感想も聞く機会もありません。

裁判員として参加して下さった一般の方の模擬裁判・模擬評議後のアンケートを見ると、殆どの方が検察官・弁護人の活動については分かり易かったと回答しており、犯情や一般情状について一般の方がどのような点を重視しているかがわかんと思います。また、量刑資料（量刑データ）を示すことの影響もそれなりにあることも理解できると思います。

「裁判員裁判は件数が少ないし、そもそも担当することはないからいいよ」と考えているならば、「それは違います」と言わざるを得ません。

刑事裁判の公開審理の原則は口頭主義、直接主

義等と言われていますが、裁判員裁判では正にこれが実施されています。また、情状は犯情と一般情状に区別され、犯情と一般情状とはその比重が異なります。

このような思考方法になれた裁判官、検察官は、裁判員裁判以外の刑事事件においても同様の思考で臨んでおり、裁判員裁判以外の一般刑事だけやる弁護人だからといって、「今まで通りにやってくれる」と、安閑としていられるものではないと思います。

1年に一度だけ、土曜日・日曜日の2日間を使って、刑事弁護人としてのスキルをアップデートする機会を作りましょう。

5 2019年の 第7回の模擬裁判・模擬評議

2019年の第7回の模擬裁判・模擬評議の日程は、既に決まっています。

8月3日土曜日と8月4日日曜日の2日間です。

第6回と同じ記録を使って、異なる裁判官、裁判員による量刑評議を予定しています。例年通り裁判官・検察官も多数参加することとなるでしょう。

刑事弁護人として、模擬裁判・模擬評議をのぞいてみませんか。

*過去の模擬評議と模擬評議検証研修のDVDを弁護士会で貸し出しております。ご希望の方は、司法調査課（TEL 03-3581-2207）にお問い合わせください。